

八丈町定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、八丈町定住促進サポート事業支援金（以下「定住支援金」という。）の交付にあたり、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この定住支援金は、八丈町（以下「町」という。）への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消等を図ることを目的として、予算の範囲において定住支援金申請者に対し交付する。

(交付金額)

第3条 移住支援金の金額は、次の区分による額とする。

- (1) 第4条(2)に定める就業に関する要件を満たす世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。
- (2) 第4条(3)に定めるテレワークに関する要件を満たす世帯の申請の場合にあつては50万円、単身の申請の場合にあつては30万円とする。

(対象者要件)

第4条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)又は(3)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(4)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 定住等に関する要件

次に掲げるア、イ及びウに該当すること。

ア 転出元に関する要件

町へ転入する直前に、直近10年間で通算5年以上、都内条件不利地域以外に在住していたこと。

イ 転入先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 定住支援金の申請時において、町へ転入後3か月以上1年以内であること。
- ② 移住支援金の申請日から5年以上、町に継続して居住する意思を有していること。

ウ その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ その他町が定住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 就業に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 勤務地が八丈町内に所在すること。
- イ 就業先が、町が定住支援金の対象として認めた法人であること。
- ウ 町が定住支援金の対象とする就業先として町のホームページ等に掲載している求人であること。
- エ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人でないこと。
- オ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、定住支援金の申請時において当該法人に連続して3か月以上在職していること。
- カ 上記求人への応募日が、町のホームページ等に定住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- キ 当該法人に、定住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- ク 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- ケ 令和2年10月1日以降に転入したこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により定住した場合であって、転入先を生活の本拠とし、転出元での業務を引き続き行うこと。
- イ 地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該定住者に資金提供されていないこと。
- ウ 令和3年4月1日以降に転入したこと。

(4) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ア 申請者を含む2人以上の世帯員が転出元において、同一世帯に属していたこと。
- イ 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
- ウ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、前項(2)の要件によるときは令和2年10月1日以降、前項(3)の要件によるときは令和3年4月1日以降に転入したこと。
- エ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後3か月以上1年以内であること。
- オ 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又

は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(申請の方法)

第5条 定住支援金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、町長に対し、次の区分に応じて必要な書類を提出しなければならない。

(1) 全員が提出必須の書類

ア 定住支援金交付申請書(様式1)(転入先での継続した居住・勤務意思等を確認できる書類。)

※転入の事実の確認は、町が住民票を確認することにより行う。

イ 写真付き身分証明書(提示により本人確認できる書類)

ウ 転出元の住民票の除票の写し(世帯員全員の転出元での居住地、在住期間を確認できる書類)

エ 定住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名などの確実に振込可能となる情報が確認できるものに限る。)

(2) 第4条(2)に定める就業に関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類

ア 就業先企業等の就業証明書(様式2-1)(雇用形態、応募日等を確認できる書類)

(3) 第4条(3)に定めるテレワークに関する要件を満たす者のみ提出が必要な書類

ア 所属先企業等の就業証明書(様式2-2)(自己の意思等を確認できる書類)

(交付決定の通知及び定住支援金の交付)

第6条 町長は、前条に基づく申請があった際、その内容を審査し適正であると認める場合は、定住支援金の交付決定通知書(様式3)により申請者に通知し、定住支援金を一括で交付するものとする。

(定住支援金の返還)

第7条 町長は、定住支援金の交付を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、当該交付を受けた者に対し定住支援金の全額又は半額の返還を請求することができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして東京都及び町長が認めた場合はこの限りでない。

(1) 全額の返還

ア 虚偽その他不正な手段により移住支援金の交付を受けたとき。

イ 第5条における申請の日から3年未満に町から転出したとき。

ウ 第5条における申請の日から1年以内に、移住支援金の要件を満たす職を辞したとき。

(2) 半額の返還

ア 第5条における申請の日から3年以上5年以内に町から転出したとき。
(有効期限)

第8条 この要綱は、令和7年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日の属する年度以前の予算に係る定住支援金については、同日後もなおその効力を有する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

八丈町長 殿

申請年月日 年 月 日

定住支援金交付申請書

【八丈町定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱】に基づき、定住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒 東京都八丈島八丈町	電話番号	
メールアドレス			

2 定住支援金の内容（該当する欄に を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
定住支援金の種類		就業		テレワーク		

3 各種確認事項（該当する欄に を付けてください）

別紙1「定住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A．誓約する		B．誓約しない
別紙2「東京都定住促進サポート事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A．同意する		B．同意しない
申請日から5年以上継続して、八丈町に居住する意思について		A．意思がある		B．意思がない
申請日から5年以上継続して、就業する意思について		A．意思がある		B．意思がない
就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係（3親等以内の親族）		A．該当しない		B．該当する
（テレワークの場合のみ記載） 八丈町への定住の意思について		A．自己の意思である		B．所属からの命令である

各種確認事項のB．に を付けた場合は、定住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （テレワークによる移住者のみ記載）定住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他（ ）

管理コード（八丈町使用欄）	
---------------	--

年 月 日

八丈町長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（定住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

定住促進サポート事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、八丈町の求めに応じ、提供することについて、勤務者の同意を得ています。

年 月 日

八丈町長 殿

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（定住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 （転入前）	
勤務者住所 （転入後）	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
定住の意思	所属先企業等からの命令（転勤、出向、出張、研修等含む）ではない
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしていない

定住促進サポート事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、八丈町の求めに応じ、提供することについて、勤務者の同意を得ています。

令和 年 月 日

様

八丈町長

定住促進サポート事業に係る定住支援金の交付決定通知書(ひな型)

定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱の規定に基づき、以下のとおり定住支援金を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。

定住支援金 _____ 円

振込予定日 年 月 日

指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。移住支援金は、御登録いただいた以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号(下3桁)：

振込先口座名義：

(備考)

1 八丈町は、定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には、定住支援金の全額又は半額の返還を請求します。

- ・虚偽の申請等が明らかとなった場合：全額
- ・支援金の申請日から3年未満で転出した場合：全額
- ・支援金の申請日から3年以上5年以内に転出した場合：半額
- ・支援金の申請日から1年以内に定住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

2 八丈町は、定住促進サポート事業支援金に係る定住支援金交付要綱の規定に基づき、定住促進サポート事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。

管理コード	
-------	--